

介護の職場へ戻ることをお考えの方に・・・

離職介護人材再就職準備金のご案内

介護職の「再就職準備金」とは

介護職として一定の知識・経験をもち、一度離職した方が、再び介護の仕事に就くのをサポートするために、「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」として、

- ▶ 介護のお仕事に復帰するための費用について、**最大40万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間介護職員の業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

たとえば、
このような費用に
ご利用いただけます。

※この他にもご利用いただける費用
がありますので、詳細は下のお問
い合わせ先でご確認ください。



子どもを預けるための費用



研修会受講料や図書の購入費



転居に伴う費用



通勤用自転車・バイク等購入費



介護ウェアなどの業務用被服費

ご利用条件について

島根県に住民登録をしている方または島根県に所在する事業所に介護職員として就労された方で、次の要件を全て満たす方が「再就職準備金」の対象です。

- (1) 介護事業所等で(2)の資格を有する介護職員としての実務経験が1年以上ある方
- (2) 次の①～③のいずれかに該当する方
 - ① 介護福祉士の資格を持っている方
 - ② 実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した方
 - ③ 介護職員初任者研修、基礎研修、ホームヘルパー1級、2級を修了している方
- (3) 介護保険サービス事業所等に就労した方
- (4) あらかじめ都道府県福祉人材センターに登録を行った方（直近の介護職員離職日から再就労する日までに登録）

返還の免除について

島根県内で介護職員の業務に2年間(在職期間通算730日以上かつ業務従事期間360日以上)従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 (TEL: 0852-32-5953)

※ 申請様式や要件の詳細については、募集要項
をご覧ください。(ホームページに掲載)

島根県社会福祉協議会

検索